

京都市告示第 229 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定による医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

平成 22 年 10 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
藤田 宗	(医) 藤田医院	内科, 小児科, 胃腸科, 放射線科, リウマチ科, アレルギー科	肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸器, ぼ・直, 小腸, 免疫	肝臓
沖 裕昌	(医) 社団洛和会 洛和会音羽病院	内科	音・言, 肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸器, ぼ・直, 小腸	肝臓
重本 道香	(医) 社団洛和会 洛和会音羽病院	内科	肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸器, 小腸	肝臓

迫田 知佳子	(医)桃仁会病院	内科, 腎臓 内科	腎臓	肢体
所 敏子	(医)桃仁会病院	内科	腎臓, 呼吸器	肢体
村川 真悠子	(医)桃仁会病院	内科, 腎臓 内科	腎臓	肢体
小宅 映士	社会医療法人 和交会 太秦病 院	内科	肢体, 心臓, 腎臓, 呼吸器, 小腸	肝臓
土井 久人	土井内科医院	内科	心臓, 腎臓, 呼吸器	肢体

(身体障害者リハビリテーションセンター)